

香川県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年7月13日

香川県議会議長 尾崎道広

## 香川県議会規則第1号

### 香川県議会会議規則の一部を改正する規則

香川県議会会議規則（昭和31年香川県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(議案の提出)</p> <p>第23条 議員が、議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定による賛成者を必要とするものについては、所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては4人以上の賛成者が連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p>2 委員会が、議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長名をもって、議長に提出しなければならない。</p> <p>3 議長は、第1項又は前項の議案を受理したときは、その写しを議員及び関係のある執行機関に配布する。ただし、やむを得ない理由があるときはこの限りでない。</p>	<p>(議案の提出)</p> <p>第23条 議員が、議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、法第112条第2項の規定による賛成者を必要とするものについては、所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては4人以上の賛成者が連署して、議長に提出しなければならない。</p>
<p>(議案等の説明、質疑及び委員会付託)</p> <p>第40条 略</p>	<p>2 議長は、前項の議案を受理したときは、その写しを議員及び関係のある執行機関に配布する。ただし、やむを得ない理由があるときはこの限りでない。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、委員会の提出に係る議案は、委員会に付託しない。ただし、議会の議決で付託することができる。</p> <p>3・4 略</p>	<p>(議案等の説明、質疑及び委員会付託)</p> <p>第40条 会議に付する事件は、第97条((請願の委員会付託))に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長は所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</p>
<p>(会議録の記載事項等)</p> <p>第77条 略</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 会議に付した事件</p> <p>(10)～(14) 略</p>	<p>(会議録の記載事項等)</p> <p>第77条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 会議に付した事件及びその内容</p> <p>(10)～(14) 略</p>

2・3 略

(所管事務等の調査)

第91条 略

2 議会運営委員会が法第109条の2第4項各号に掲げる事項について調査をしようとする場合においては、前項の規定を準用する。

2・3 略

(所管事務等の調査)

第91条 略

2 議会運営委員会が法第109条の2第3項各号に掲げる事項について調査をしようとする場合においては、前項の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。